

第1部 鳥取県の環境の概要

第1章 自然環境の概要

高度経済成長に伴う大規模な開発事業の促進は、自然生態系の著しい破壊を招来した。すなわち大規模な住宅団地、別荘、ゴルフ場、森林等の開発行為や、土石の採取が自然環境保全に配慮を欠き、かつ無計画に行われたことにより、都市及びその周辺から森や林、沼、池等の緑や水が減少し 貴重な自然が損なわれ、良好な生活環境を阻害され、今日ではこれらの保護に対して深刻な問題が提起されるにいたった。

こうした一般的な傾向にもかかわらず、本県の自然はまだ豊かで優れた部分を多く残している。昭和48年度に環境庁が実施した自然環境保全調査によると、本県では、地勢や立地条件の制約などにより 従来から主たる経済基盤を農業においてきたため、幸いに自然環境の破壊はさして被らず今日にいたっている。従って、山地域はいうに及ばず、市街地周辺においても緑が広がり、優れた社叢や森林が多数残存している。このことは、市街地、農耕地の県土に占める比率26.3%に対し、草原、人工林、原生林の占有率は73.7%に及ぶことをみてもよくわかる。

一方、海域においても、140キロメートルに及ぶ海岸線のうち、人為の全く加わらない純自然海岸は74%もあり しかも、水質汚濁の指標である透明度、化学的酸素要求量は、ともにわが国の海域平均を著しく上廻り、殆んど汚濁のない最高の自然度を示している。

県は、このように豊かで貴重な自然を保全することにより、県民すべてが自然の尊さを認識し 自然の恩恵を永久に享受可能ならしめるための各種の施策を総合的、計画的に推進している。

第 2 章 公 害 の 概 要

1 大 気 汚 染

大気汚染原因物質のうち、現在、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダントの 5 物質について環境基準が定められているが 県が実施している大気汚染物質常時監視測定結果では、経年的にみて、ほぼ環境基準を満足しており、本県の大気は清浄であるといえる。

一方、自動車排出ガスについては、毎年状況調査を行っているが 現時点では問題になるほどの汚染濃度には至っていない

2 公 共 用 水 域 の 水 質

公共用水域の水質の現状は、下記のとおりである。

【健康項目 — カド ウム、総水銀、シアン等】

県下の千代川等13河川、湖山池等 4 湖沼、美保湾及び日本海沿岸の 2 海域の水質調査結果では 蒲生川水系鈹山川地点で鉛 1 検体が環境基準を超えた以外は、すべて環境基準に適合していた。

【生活環境項目 — BOD（生物化学的酸素要求量）、COD（化学的酸素要求量）等】

1 級河川 千代川、天神川、日野川については、おおむね下流部は環境基準類型 A（BOD 2 ppm以下）、上流部は環境基準類型 AA（BOD 1 ppm以下）に適合しており清浄である。

2 級河川 どの河川もおおむね清浄といえるが 河内川（宝木、宿） 勝部川（青谷、善田）、由良川（瀬戸、穴沢）で若干汚濁している。

都市河川 BOD（生物化学的酸素要求量）についてみると、旧袋川（河川類型 C 相当）は前年度よりよくなっており、玉川（河川類型 E より悪い）は前年度より悪化している。又、旧加茂川（河川類型 E より悪い）は前年度に比べほぼ横ばいである。

湖 沼 COD（化学的酸素要求量）についてみると、中海（湖沼類型 B～C 相当）は前年度に比べほぼ横ばい状態であるが 湖山池（湖沼類型 C より悪い）は前年度より悪化しており、東郷池（湖沼類型 C 相当） 多鯰池（湖沼類型 B 相当）は前年度より若干悪化している。

海 域 COD（化学的酸素要求量）についてみると、美保湾（海域類型 A 相当）は前年度に比べると水質は良くなっているが 日本海沿岸海域（海域類型 A 相当）は前年度に比べほぼ横ばい状態である。

3 騒 音

騒音については 金属、機械、木材加工工場等から発生する騒音、クレーン等の生活騒音が主要

な発生源となっており、公害苦情も例年かなりみられる。

このほか 一部地域では 大型自動車走行に伴う騒音が問題になっている。

4 振 動

振動については、製造業及び土木建築工事等から発生する振動が主要な発生源となっている。

振動規制については、昭和53年6月9日に県下4市について規制地域の指定をおこなった。

5 悪 臭

本県の悪臭公害は、畜産業に起因するものが主となっている。

昭和53年度、県下規制地域内(4市15町村)での実地調査では、メチルメルカプタンについて養豚業5施設、魚粉製造業1施設、し尿処理場1施設、下水処理場1施設、パルプ製造工場1施設及びへい獣処理場1施設、トリメチルアミンについて魚粉製造業1施設で基準を超えるものがみられたが、他の規制物質(アンモニア、硫化水素、硫化メチル)については、基準を超えるものはみられなかった。

6 地 盤 沈 下

県内の地盤沈下は鳥取市の市街地約6km²にみられる。

昭和53年度の測量によると 沈下量の最大は鳥取市田園町三丁目の355cm/年で、南に行くに従って減少している。

7 水銀等重金属類の汚染状況

(1) 土壌、農作物調査

水田、畑地、及び樹園地について調査を行ったが「農用地の土壌汚染防止等に関する法律」に定める農用地(田に限る)の土壌汚染対策地域の指定要件(カドミウム、銅、砒素)を上回る値は検出されていない。又、サソマイモ、サトイモ、にんじん、梨についての調査でも問題となる数値は検出されていない

(2) 魚介類調査

県内産及び県外産の魚介類について総水銀の調査を行ったが、いずれも暫定的規制値(0.4ppm)を下回っている。

8 P C B の 汚 染 状 況

食品(魚介類、牛乳、肉、卵、乳製品)について調査を行ったが、いずれも暫定的規制値を下回っている。